

関係者各位

2019年12月2日

「認知行動療法師」の資格認定制度の創設について

一般社団法人 日本認知・行動療法学会

理事長 嶋田洋徳



この度、一般社団法人 日本認知・行動療法学会は、国民の心の健康増進ならびに精神保健福祉施策の充実に資する社会貢献事業として、「認知行動療法師」の資格認定制度を創設することにいたしました。

認知行動療法は、うつ病や不安症、ストレス関連疾患をはじめとする多くの心の健康問題への精神心理的アプローチとして、その有効性が確認され、医療保健、教育、福祉、産業労働、司法犯罪分野等で広く普及するようになりました。

今後ますます認知行動療法への国民の期待が高まる中、認知行動療法を行う者の知識、技能、資質の質保証が重要な課題となっております。本学会では、認知行動療法の実践家に必要とされる基本的な知識、技能、資質に関するガイドラインを定め、それに基づく教育研修制度を整備し、一定のレベルに到達した者に「認知行動療法師」という資格を認定する制度を整備するとともに、有資格者の継続研修と実践力評価を行うことで、我が国の認知行動療法の質保証ならびにさらなる普及・発展に寄与していきたいと考えております。

「認知行動療法師」の資格認定制度の詳細は別紙資料をご参照ください。なお、本資格制度は、本学会の会員にとどまらず、対人援助に携わる各種専門職に開かれた資格制度といたします。

各位におかれましては、関連各所にご周知いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本認知・行動療法学会 事務局

Tel : 03-6267-4550 E-mail : jabt@mynavi.jp

「認知行動療法師」の資格認定制度について

一般社団法人 日本認知・行動療法学会

資格創設の趣旨

認知行動療法は、うつ病や不安症などの医学・心理学的問題への支援法として開発され、その効果が様々な臨床研究によって確認され続けています。今後ますます認知行動療法への国民の期待が高まる中、本学会では認知行動療法の実践家に必要とされる基本的知識と技術を定め、それらを習得した者を認定する制度を整備するとともに、我が国の認知行動療法の質保証ならびにさらなる普及・発展に寄与していくために本資格を設立します。

申請できる専門職

メンタルヘルス支援の専門資格については、国家資格かそれに準ずる資格として公的に認められた資格を対象としています。具体例として、医師、公認心理師、看護師、作業療法士、理学療法士、産業カウンセラー、社会福祉士、精神保健福祉士、行動療法士、臨床心理士などが挙げられます（注：国際的に認知行動療法を実施できるとされる資格などもあることから、申請内容などを確認した上で資格認定委員会にて協議を行い、受験資格を認定することがあります）。

審査について

上記専門職において、本学会が定める認知行動療法トレーニングガイドラインの基本項目に記載されたすべての領域を履修していることが証明された者に対して、申請書類、ケースレポート、面接によって審査を行います。

資格の登録と更新について

資格認定委員会による審査を経て合格が決定した者に対して合格認定を交付します。合格者は資格登録料を支払い認知行動療法師として登録されます。

資格は5年毎に更新します。更新には定められた更新に必要な条件を満たす必要があります。

学会認定認知行動療法スーパーバイザーについて

認知行動療法師の育成をはじめ、認知行動療法師の指導を担う資格として、認知行動療法スーパーバイザー（以下、スーパーバイザー）を学会認定します。スーパーバイザーは認知行動療法師をもち、かつスーパーバイザーの指導にあたる必要な識見を備えていることが求められます。

認定スーパーバイザーも認知行動療法師と同じく、5年毎の更新制となっており、更新には定められた更新に必要な条件を満たす必要があります。

「認知行動療法師」の研修プログラムについて

一般社団法人 日本認知・行動療法学会

研修プログラムの概要

認知行動療法師取得のための研修プログラムは、本学会が定める認知行動療法トレーニングガイドライン基本項目（認知行動療法の理論と発展，ケースフォーミュレーション，面接の構造化と基本的態度・応答技術，認知行動療法を構成する基本技法，個別性への最適化と困難ケースへの対応・スーパービジョンの効果的な活用法，臨床研究の方法論と倫理，うつ病への認知行動療法，不安症への認知行動療法）に準拠し，下記の要件を満たす研修，実習，スーパーバイズから構成されるものとします。

研修の要件

認知行動療法トレーニングガイドライン基本項目に記載されたすべての領域を，次の①，②，③のいずれかによって履修することが研修の要件になります：①本学会が主催する研修会，ワークショップ等，②他団体が行った研修会，ワークショップ等のうち本学会が認定した科目，③本学会が認定する教育機関において行われた講義，演習，スーパービジョン等のうち本学会が認定した科目。

実習の要件

認知行動療法の効果が示されている症状や問題を有する 2 例以上に対して，適切な基準に基づいて認知行動療法を最後まで終えることを実習の要件とします。なお，集団認知行動療法の実践経験も含めることができますが，その場合は全プログラムを通して自身がファシリテータを行ったものであることが必要となります。

スーパーバイズの要件

1 ケース以上について，アウトカムデータに基づいたスーパービジョンを，本学会が認定する認知行動療法スーパーバイザーから継続的に受け，その内容をケースレポートで報告することをスーパーバイズの要件とします。